

伊勢原市防災会議 会議録

〔事務局〕 企画部防災課

〔開催日時〕 平成26年3月24日（月）午後3時～3時45分

〔開催場所〕 伊勢原市役所2C会議室

〔出席者〕

（会 長） 高山市長

（委 員） 松井委員（関東農政局・代理）、佐藤委員（湘南地域県政総合センター・代理）、村松委員（県平塚土木事務所・代理）、菊田委員（厚木水道営業所）、荒牧委員（警察署・代理）、松村委員（小田急電鉄）、鳥海委員（神奈川中央交通）、佐藤委員（東日本電信電話・代理）、佐藤委員（東京電力・代理）、長澤委員（厚木瓦斯）、葛貫委員（県LPガス協会）、上林委員（交通安全協会）、古山委員（防犯指導員部会）、杉山委員（建設業協会・代理）、小泉委員（食品衛生協会）、上田委員（介護支援専門員協会・代理）、中野委員（消防団）、伊丹委員（災害ボランティア連絡協議会）、若松委員（民生委員・児童委員協議会）、宮川委員（自治会連合会）、橋口委員（薬剤師会・代理）、加藤委員（消防団）、宍戸副市長、鈴木教育長、高橋消防長

（事務局） 田中防災担当部長、成田副主幹、相原主査、村瀬主事

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 1人

《議事の経過》

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

（1）伊勢原市地域防災計画の一部改定について

（2）国等の防災対策の動向について

① 南海トラフ地震防災対策特別措置法の施行について

② 首都直下地震対策特別措置法の施行について

③ 富士山火山対策の動向について

（3）その他

① 平成25年度伊勢原市防災訓練の実施結果について

② 平成26年度の主な取組について

4 閉会

－ 議 事 －

（会長）

それでは、議事に入ります。

（1）伊勢原市地域防災計画の一部改定について、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

議題（1）伊勢原市地域防災計画の一部改定について御説明させていただきます。資料1をご覧くださいと思います。市の地域防災計画は、東日本大震災の教訓、近年の気象実態等を踏まえ

て、昨年3月に17年ぶりの全面改定を行ったばかりですが、今般、一部修正の必要が生じたので、改めて計画の改定を行いたいと考えております。今回の改定に際しては、大きく分けて2つの内容の修正があります。1つ目は、災対法の改正に伴う修正です。2つ目は、知事からの助言に伴う修正です。

1つ目の災対法改正に伴う計画修正を説明する前に、まず、その背景となります災害対策基本法の改正の概要について、簡単に触れさせていただきます。資料2をご覧ください。これは昨年6月に公布・施行された災害対策基本法の概要をまとめたものです。国では、東日本大震災の教訓を踏まえて災害対策基本法を大幅に改正しました。例えば、基本理念として、減災の考え方、自助・共助・公助の考え方が明記されたり、大規模災害に対する国の役割が強化されたり、避難者や被災者を保護する仕組み等が設けられたりしました。これらの改正点の中には、既に市の地域防災計画に織込み済みのもの、あるいは今後、国のガイドライン、県の地域防災計画改定を待って修正するものなど多岐にわたっていますが、避難行動要支援者名簿につきましては、地域防災計画の定める所により平素から名簿を作成しておくことが、新たに市町村長に義務付けられました。施行日は本年4月1日とされており、この点について市地域防災計画に反映させる必要がある、ということでございます。

それでは、資料3の災対法改正に伴う修正案をご覧くださいと思います。避難行動要支援者名簿の作成等について、説明いたします。まず、背景・制度の概要ですが、東日本大震災においては、個人情報十分活用されず、多くの要援護者が犠牲となりました。災対法の改正では、これを教訓としまして、予め避難に支援を要する方、避難行動要支援者の名簿を、地域防災計画の定める所により、平素から作成しておくことが市町村長に義務付けられました。法的根拠が明確になったことにより、今後は個人情報保護条例の規定に関わらず、全国すべての市町村で、地域防災計画に位置付けることにより避難支援等の実施に必要な範囲で個人情報が利用できるようになります。また、災害発生時には、本人の同意を得ていない場合であっても、法に基づいて支援関係者に情報提供を行うことも可能となります。

地域防災計画に定めるべき事項としましては、国のガイドラインによりまして、3の囲みに記載した事項が、必須の記載事項となっております。

伊勢原市においては、従来から災害時要援護者避難支援計画に基づく災害時要援護者台帳を作成しております。福祉サイドとの調整の結果、今後もこの災害時要援護者台帳を、今回法に明記された避難行動要支援者名簿に相当する名簿として、取り扱うこととさせていただきます。ただし、この場合であっても名簿情報の提供範囲等について、地域防災計画に定める必要があります。こうしたことから今回、地域防災計画を修正して必要な記述を行うものです。

具体的な案文につきましては、資料3の次頁以降をご覧ください。新旧対照表になっております。左側が現行計画、右側が修正案です。第11節 災害時要援護者対策の中で、(2)として「避難行動要支援者名簿の作成等」を新設しております。まず冒頭に、先程申し上げた本市における名簿の取扱いについての基本的な考え方を記述しております。アには、「名簿に記載する者」を記述しております。この中で、現行の対象者に加え、(キ)の「支援を必要とする難病患者」を、新たに追加しております。これは、震災時の課題として保健所当局と市の福祉サイドとの調整を踏まえて加えたものでございます。イには、「個人情報の範囲」を記述しております。基本的に、現行の災害時要援護者台帳の記載項目と合わせております。ウは、「個人情報の入手方法」です。市の関係部署で把握する情報を集約することにより、名簿の作成を行

うこととしております。また、保健所が把握する難病患者の情報等、関係機関に対しても情報の提供を求めることを記述しております。エは、「名簿情報の提供範囲」です。平常時の提供先としましては、現行の運用に合わせて、自主防災会長さん、民生委員さん、消防署長を基本としております。この平常時の情報提供に当たっては、従来通り、本人の同意を得ていることが前提となります。また、今後、福祉サイドにおきまして、細部計画であります要援護者避難支援計画の見直しが進められます。今後の内容によっては、提供先が増えることも考えられますので、(エ)として、その他計画に記載する者と、細部計画に委ねる形としております。その下の本文なお書には、災害発生時等には本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な範囲で、消防団、警察・自衛隊等の関係機関に対しても情報を提供できることを明記しております。オは、「名簿の更新」についてです。市は、対象者の把握に努め、定期的に名簿の更新を行うことなどを記述しております。カは、「情報漏えいの防止」についてです。災害対策基本法におきましては、名簿情報の提供を受ける者に対して「守秘義務」が課せられましたが、市としても名簿情報が不用に利用されないよう、取扱い指導の徹底、情報漏えいの防止措置をとることを定めています。キは、「避難支援関係者の安全確保」についてです。先の震災では、消防職・消防団員281名、民生委員56名といった多くの支援者が犠牲となりました。こうした犠牲を押さえるため、避難支援関係者の安全確保についての考え方の記述をしております。案文の説明は以上です。

今回の改定のポイントとしましては、要援護者についての情報開示の拠り所が、これまでは個人情報保護条例でしたが、地域防災計画への位置付けによって根拠が明確になった、ということがございます。名簿の取扱いについては、基本的に、従来と変わるところはございません。以上が、一つ目の計画改定の内容でございます。

次に、資料4の知事助言に伴う修正案をご覧頂きたいと思っております。災対法の規定に基づき、市町村長は、地域防災計画を修正したときは、知事に事後報告を行います。知事は、必要な場合には、県の防災会議の意見を聞いて、助言又は勧告を行うことができます。こうした中、昨年12月、知事から市地域防災計画に対する助言がなされたことから、併せて、計画の修正を行うものです。資料4表紙は、助言内容を整理した一覧です。県の防災会議幹事である18の機関から、助言・意見を頂いております。主なものとしましては、気象業務法改正に伴う特別警報の追加、日銀による応急金融対策の追加などがあります。その他は、字句等の軽微な修正が中心となっております。次頁以降は、新旧対照表となっております。大分ボリュームがありますが、基本的に助言内容にしたがって修正案を作成しております。詳細な内容説明は省略させていただきます。以上が二つ目の改定の内容でございます。

改定に向けた今後のスケジュールでございますが、今回、事前に資料送付させて頂くことが出来ませんでしたので、お気づきの点がございましたら、4月7日までに別紙、意見回答票により、事務局まで頂戴できればと考えております。御意見を反映しまして、4月の中旬には、計画を確定して参りたいと考えております。よろしく願いいたします。

(会長)

ただ今、伊勢原市地域防災計画の一部改定について、事務局より説明がありました。提示された改定案に対して御意見等がある場合には、別紙、意見等回答票に記入のうえ、4月7日月曜日までに、事務局までご提出くださるようお願いいたします。

改めて、ご質問等があれば伺いますが、いかがでしょうか。

特にないようですので、後日ご意見をいただいた場合は、事務局で考え方を整理のうえ、対応方針につきまして、委員の皆様にご通知させていただきますので、ご承知くださるようお願いいたします。

(会長)

それでは、議題（２）国等の防災対策の動向について、事務局より、順次説明をお願いいたします。

(事務局)

現在、国等の機関におきましては、東日本大震災を教訓としまして、防災対策に係る諸制度の見直しが進められております。近々に報道発表されるであろう内容を含めて、情報提供させていただきます。

まず、①の南海トラフ地震防災対策特別措置法の施行について、御説明させていただきます。資料５をご覧頂きたいと思っております。国では、南海トラフ、すなわち駿河湾から紀伊半島南側、土佐湾を経て、日向灘沖に至るまでの境界プレートをいいますが、この南海トラフの地震対策を検討する際に、科学的に考える最大級の地震・津波の検討が行われました。昨年５月に最終報告がまとめられております。南海トラフ巨大地震については、地震や津波の発生ポイントを変えたいいくつかのケースが設定されていますが、震度が最大となる場合には、図のような震度分布が想定されています。ご覧頂くとわかるように、南海トラフ巨大地震の特徴としましては、西日本を中心に強い揺れ、さらには巨大津波によって、超広域にわたり甚大な被害が発生することがあげられます。時間を置いて、複数の巨大地震が連動して発生する可能性も指摘されています。また、短時間のうちに津波が到来する地域があるのも特徴です。

国の被害想定としましては、浸水面積で東北地方太平洋沖地震の１．８倍、死者行方不明者が１．７倍、３２万３千人という想定がなされております。経済被害としても、東西の分断により、国の年間予算の倍以上という甚大な被害額が推計されています。ここには記載していませんが、一方で、最終報告におきましては、建築物の耐震化、津波避難の徹底等により、人的被害の９割、経済被害の３割が減らせることも示されています。

こうした中、昨年１２月末に公布・施行されましたのが、南海トラフ地震防災対策特別措置法です。東海地震等の単発地震、あるいは東南海・南海地震等との２連動・３連動地震を含め、南海トラフ沿いのあらゆる地震に対し、ハード・ソフト対策を講じることにより備えようというものです。特措法のポイントとして、市町村に関わる部分としては、著しい被害が生じる恐れのある地域を、内閣総理大臣が防災対策推進地域に指定することとなっております。指定の要件としましては、原則、震度６弱以上の強い揺れ又は３ｍ以上の巨大な津波が想定される区域です。県内におきましては、大半の市町が推進地域に指定される見込みです。伊勢原市についても、震度６弱以上の恐れのあるエリアとして指定される見込みです。年度内、数日内には、国の中央防災会議が開かれ、推進地域が決定される見通しです。推進地域に指定された場合は、地域防災計画において推進計画を定めることが、県及び市町村の努力義務とされております。伊勢原市は、昭和５４年に東海地震の強化地域にも指定されておまして、東海地震防災強化計画を作成しております。計画書の１３９頁以降がそれに該当しますが、この東海地震の強化計画を作成している場合は、共通部分が多いことから、南海トラフ地震の推進計画にみなすことができる、という規定もあります。ただし、詳細については、未だ明らかになっておりませ

ん。今後、国の基本計画、県の対応方針等を見定めながら、推進計画の取り扱いについて検討してまいりたいと考えております。また、30センチ以上の津波が30分以内に到達する恐れのある地域は、津波避難対策の特別強化地域に指定されます。伊勢原市は、指定の対象外となりますが、県内では平塚市など、沿岸市町の大半が、特別強化地域に指定される見込みです。南海トラフ地震の特別措置法についての説明は以上ですが、一両日中に、本市が推進地域に指定をされるということを、予めご承知おき頂ければと思います。

続いて、②の首都直下地震対策特別措置法の施行について、御説明させていただきます。資料6をご覧くださいと思います。いうまでもなく、東京圏は、政治・行政・経済の中心地です。人口・建築物も密集しております。ひとたび、大規模な地震が発生した場合には、我が国の存亡に関わる、深刻な事態となることが懸念されます。こうした中、国では昨年12月、新たに首都直下地震の被害想定をまとめました。この中で、首都及びその周辺、あるいは相模トラフ（相模湾沖）を震源とする23の大規模地震を、首都直下地震として想定しております。当面の対策としては、都心南部直下地震がターゲットとされていますが、市内を南北に縦断する伊勢原断層についても、首都直下地震のひとつに数えられています。首都直下地震の特徴としましては、首都中枢機能の被災により、わが国全体の社会・経済への深刻な影響が考えられます。また、巨大過密都市の被災による広範な火災延焼、膨大な避難者や帰宅困難者の発生などが考えられます。国による被害想定では、甚大な被害の数字が並べられていますが、一方で報告書では、建築物の耐震化、出火防止対策の強化により、死者数、全壊棟数、焼失棟数をそれぞれ9割減らせることも明らかにされております。

こうした中、昨年暮れに、南海トラフ地震の特措法と併せて、首都直下地震対策特別措置法が施行されました。内容としては、国による首都中枢機能の維持に係る措置が中心となりますが、市町村に関わる部分では、著しい被害が生じる恐れのある地域を、内閣総理大臣が緊急対策区域に指定することとなっております。指定の要件としましては、南海トラフ地震と同様の条件となっております。左の図は、緊急対策区域の指定に当たって、内閣府が新たにシミュレーションを行った震度分布図です。凡例は付けられておりませんが、これによると市域は震度5強から6強までの強い揺れが想定されております。県内におきましては、全ての市町村が緊急対策区域に指定される見込みです。伊勢原市についても、震度6弱以上の恐れのあるエリアとして、年度内に指定される見込みです。緊急対策区域に指定された場合は、地方公共団体は、単独又は共同で特定緊急対策事業推進計画を作成できることとされております。この計画に事業を位置付けることにより、建築基準法上の用途制限の緩和等の特例措置が受けられるというメリットがあります。ただし、詳細については、やはり明らかではありません。今後、国の動向等を見定めながら、事業計画の取り扱いについて検討してまいりたいと考えております。首都直下地震の特別措置法についての説明は以上ですが、南海トラフの推進地域同様、一両日中に緊急対策区域にも指定されるということを、ご承知おきいただければと思います。

続きまして、富士山火山対策の動向について説明しますので、資料7をご覧ください。国や神奈川県、山梨県、静岡県等で構成する富士山火山防災対策協議会は、今年2月、宝永噴火が起きたときの降灰想定と、溶岩流、火砕流、噴石等の8パターンを想定した富士山火山広域避難計画を策定しました。この計画において、県内に大きな影響が及ぶのは火山灰が大量に噴出

した場合で、本市を含む県内の9市町村で灰の堆積の深さが30センチ以上になると降灰予想が示されました。新たに公表された県内の降灰堆積深は、下表のとおりです。今回公表された降灰堆積深の噴火モデルは、1707年の宝永噴火時の降灰に基づき試算されたもので、噴火時の噴煙状況、風向等から実際の噴火では被害の様相は異なってくると考えられます。

本市の地域防災計画では、特殊災害対策編に火山災害対策を位置づけ、予防対策、災害応急対策、復旧対策により対応することとしています。避難体制の整備としては、富士山火山広域避難計画において定められた事項について、必要な連携を図ることとしています。

以上、国等の防災対策の動向について説明を申し上げました。県では今後、今回策定された富士山火山広域避難計画を受け、平成26年度中に地域防災計画の火山災害対策編の修正を行うと伺っております。南海トラフ地震防災対策特別措置法、首都直下地震対策特別措置法の施行を受け、地震災害対策計画等の修正も見込まれます。また、平成25・26年の2箇年をかけて地震被害想定調査の見直しを行うとともに、あらゆる可能性を考慮した津波浸水予測の見直しも行われると伺っております。こうしたことから、今後数年間は引き続き、市地域防災計画の改定が見込まれる状況でございます。

(会長)

ただ今、事務局より、国等の防災対策の動向について説明がありました。ご質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

ご意見がないようであれば、以上、国等の防災対策の動向につきまして、ご承知置きくださるようお願いします。

それでは、議題(3)その他について、事務局より順次説明をお願いいたします。

(事務局)

資料8の平成25年度伊勢原市防災訓練実施結果について、報告申し上げます。市では、平成25年度防災訓練実施計画を作成し、広範かつ甚大な地震災害、市域における多様な災害事象を想定して、被害軽減を目的とした様々な防災訓練を実施してまいりました。今年度は、災害対策本部等の機能強化、防災関係機関等との連携強化、地域防災力の強化、防災意識の高揚の4つを重点項目として、21の訓練を実施しております。今年度実施した特徴的な訓練について、ご報告します。

子ども防災講座(夏休み防災キッズクラブ)では、自らの身を自らで守る術を学び、地域の防災活動に関心を持つことを目的として、夏休み期間中、小学5・6年生を対象として計4回開講しました。県総合防災センターでの地震・風水害体験、消防署南分署でのロープワーク、消火等の実技訓練、空き缶を使ったランタンづくり等を実施し、延べ43名が参加しました。次に、宿泊型総合防災訓練ですが、例年1月に実施していた夜間避難所生活体験訓練を統合した宿泊型の総合防災訓練として、県立伊勢原高校を会場に8月24～25日に実施しました。高校生、地域住民、関係機関、協定事業者等の協力を得て1,700名を超える方々に参加頂き、夏場では初めてとなる宿泊訓練には150名近い方が参加して頂きました。シェイクアウト訓練(いっせい防災行動訓練)については、県が主催するかながわシェイクアウト訓練に本市も参加し、8月24日の宿泊型総合防災訓練時と県の統一訓練日の9月11日の2回実施し、延べ1万5千人を超える方が参加しました。女性防災セミナーでは、公民館事業とタイアップし、25名の方に参加して頂きました。厚木市・伊勢原市合同帰宅困難者対策訓練については、今年2月19日に小田急電鉄、伊勢原警察署をはじめとする関係機関の協力を得て、愛甲石田

駅や一時滞在施設である株式会社アマダ等を会場として、大規模災害時における帰宅困難者の対策訓練を行いました。市では、次年度も引き続き、地域の防災力の向上を図るため、防災訓練の充実に努めてまいります。

続いて、資料9の平成26年度の主な取組をご覧ください。市では、次年度においても着実に防災対策の推進を図ってまいります。ここでは、平成26年度の主な取組を紹介させていただきます。自主防災活動の育成・支援では、自主防災会のリーダー育成のため、研修会を開催するとともに、防災訓練等の自主防災会活動の実施を支援します。防災教育・訓練の充実では、新規事業として、市民の防災意識を啓発するため、防災ガイドブック等を作成・配付します。児童及び生徒を対象とした防災教室、女性を対象とした防災セミナーを引き続き開講してまいります。また、市民、自主防災会、関係機関等が連携し、大規模災害を想定した実践的な総合防災訓練を実施します。防災備蓄の推進では、非常食料、生活必需物資及び避難所用資機材等の公的備蓄の推進を図ります。情報伝達・広報体制の整備では、防災行政用無線の可聴範囲を拡充し、高度利用のためのデジタル化を進めます。新規事業として、災害時における通信確保のため、衛星携帯電話の整備を図ります。最後に、土砂災害・水害対策の推進です。地域の災害特性に応じて、土砂災害や水害等を想定した避難訓練等を行います。以上です。

(会長)

ただいま事務局より説明がありました。ご質問等がありましたら、お願いしたいと思います。ご意見がないようであれば、以上で予定しておりました議題は、すべて終了とさせていただきます。事務局にお返しいたします。

(事務局)

ありがとうございました。以上を持ちまして、平成25年度伊勢原市防災会議を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。